

事 務 連 絡  
令 和 4 年 11 月 1 日

各 都 道 府 県  
指 定 都 市 障害児支援施策担当者 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護  
の在り方に関する調査研究」アンケート調査への周知・ご協力について（ご依頼）

障害児支援施策の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和4年度障害者総合福祉推進事業にてみずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社が「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究」を実施しております。

障害児入所施設の在り方に関する検討会、障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議、障害児通所支援の在り方に関する検討会において、障害のある子どもの意思決定支援をはじめ権利擁護の在り方について具体的な検討の必要性について提言がされてきたところです。また、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則第7条第4項において、子どもの意見を聴く機会の確保、意見表明支援の仕組みの構築、権利擁護の仕組み等が検討事項とされ、子どもの権利擁護に関するワーキングで取りまとめがなされ、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下、社会的養育専門委員会）において検討が行われ、措置決定時における子どもの意見・意向表明が義務付けられることとなりました。障害のある子どもの権利擁護の在り方について具現化することが必要なため、意見形成・意思表明支援の考え方や具体的方法等を示した手引書・好事例集を作成することを目的として、アンケートによる実態調査を実施することとなりました。アンケート調査につきましては、できるだけ多くの市町村・障害児施設からご回答いただくことで実態の把握とより良い事例の収集につながると考えております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、都道府県におかれましては、別添1につきましては、管内市区町村へ、指定都市、中核市におかれましては回答いただき、別添2につきましては、都道府県及び指定都市におかれましては、管内の障害児入所施設（福祉型、医療型）への周知をよろしくお願い申し上げます。

#### 記

（別添1）自治体（市区町村）宛依頼文 自治体向けアンケート調査

（別添2）障害児入所施設（福祉型、医療型）宛依頼文 障害児入所施設向けアンケート調査

**※本件に関してご不明な点等につきましては以下の問い合わせ先に直接ご照会ください。**

**【調査に関するお問い合わせ先】**

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する

障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究」調査事務局

Eメール：[kenri@cz-wee.com](mailto:kenri@cz-wee.com)

電話番号：0120-021-071 [平日 10:00～12:00、13:00～17:00]